

2025年1月吉日

会員各位

一般社団法人 日本内視鏡外科学会  
技術認定制度委員会 委員長 絹笠 祐介  
技術審査委員会（消化器・一般外科領域）委員長 黒柳 洋弥

技術認定（消化器・一般外科領域）更新手続きにおける  
症例数の要件変更について

2024年12月5日付けで、技術認定制度に関する規則および細則が改定されました。細則の下記改定に伴い、更新申請時の症例経験要件については、「高難度手術を20例執刀ないし指導的助手として参加」、あるいは「高難度手術・低難度手術の別を問わず、50例以上執刀ないし指導的助手として参加」となりましたので、お知らせします。2024年度以降の申請者について適用します。更新予定者におかれましては、十分にご注意ください。

記

一般社団法人 日本内視鏡外科学会の技術認定制度に関する施行細則

旧	新
<p>第5条（技術認定申請資格） 規則第23条に規定する各領域における技術認定申請資格は、次に定めるとおりとする。 1）消化器・一般外科領域 ⑤ 申請日から過去3年以内に、<u>以下のいずれかを満たすこと</u>  ア 食道手術、胃切除術、結腸直腸切除術、甲状腺手術、乳腺切除術、尾側膵切除術、肝部分切除術、副腎摘出術などの臓器摘出術や、総胆管切石など臓器再建などの複雑な手技を要する術式のような、より難度の高い高難度手術を20例執刀した経験があること。 イ アで定める高難度手術5例に加え、胆嚢摘出術、虫垂手術、ヘルニア手術、脾臓摘出術等低難度手術を45例以上執刀した経験があること。</p>	<p>第5条（技術認定申請資格） 規則第23条に規定する各領域における技術認定申請資格は、次に定めるとおりとする。 1）消化器・一般外科領域 ⑤ 申請日から過去3年以内に、<u>資格申請の場合は以下のア又はイ、更新申請の場合は以下のアからウまでのいずれかを満たすこと</u>  ア 食道手術、胃切除術、結腸直腸切除術、甲状腺手術、乳腺切除術、尾側膵切除術、肝部分切除術、副腎摘出術などの臓器摘出術や、総胆管切石など臓器再建などの複雑な手技を要する術式のような、より難度の高い高難度手術を20例執刀した経験があること。 イ アで定める高難度手術5例に加え、胆嚢摘出術、虫垂手術、ヘルニア手術、脾臓摘出術等低難度手術を45例以上執刀した経験があること。 <u>ウ アで定める高難度手術、イで定める低難度手術の別を問わず、内視鏡外科手術を50例以上執刀した経験があること。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><b>附 則</b> 1 この規則の変更は令和6年12月5日に施行し、第5条は2024年度以降の申請者について適用するものとする。</p>

※更新申請時の経験症例の対象期間は「初回認定もしくは前回更新後、今回の申請日まで」となり、3年以内ではない。

以上